

令和2年10月29日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
健保担当理事 倉岡 隆

令和2年度9月補正予算事業「オンライン診療等環境整備事業費補助事業」
の周知について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

神奈川県より神奈川県医師会を通じて、標記の件について通知がまいりましたのでお知らせ致します。

神奈川県医師会
理事 渡辺 雄幸
理事 石井 貴士

令和2年度9月補正予算事業「オンライン診療等環境整備事業費補助事業」
の周知について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添内容のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

貴会会員への周知につきましてご協力いただきたくお願いいたします。

【添付資料】

- ・令和2年度9月補正予算事業「オンライン診療等環境整備事業費補助事業」
の周知について（依頼）
(令2.10.23 医第2289号 神奈川県健康医療局保健医療部医療課長)

医第 2289 号
令和 2 年 10 月 23 日

公益社団法人 神奈川県医師会 会長

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
(公 印 省 略)

令和 2 年度 9 月補正予算事業「オンライン診療等環境整備費補助事業」の
周知について (依頼)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では新たに令和 2 年度 9 月補正予算において、標記事業を創設し、受付申請体制が整ったことから、申請受付を下記の日程により、開始することとなりましたのでお知らせいたします。

貴会におかれましては、御多忙の折大変恐縮ですが会員の皆様へ周知方につき、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、申請受付の開始に伴い、標記事業に係る申請方法の御案内や申請書類様式を県ホームページで公開しましたので、併せて医療機関等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

○ 令和 2 年度 9 月補正予算事業

オンライン診療等環境整備費補助事業

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、医療機関への通院による感染リスクの軽減や、医療従事者の感染防止に有効なオンライン診療等の環境を整備するため、情報通信機器等の初期経費を補助する。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/onlinesinryou/hozyokin.html>

(申請受付期間：令和 2 年 11 月 1 日～令和 2 年 11 月 30 日)

問合せ先

地域包括ケアグループ 大森、草川

電話 045-210-4893

オンライン診療等環境整備費補助事業について

1 目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、感染防止対策を講じつつ、県民が適切な医療を受けられる体制を整備するため、医療機関への通院による感染リスクの軽減や、医療従事者の感染防止に有効なオンライン診療及びオンライン受診勧奨（以下、「オンライン診療等」という。）の環境整備を支援する。

2 補助対象事業者

県内に所在する病院又は診療所（歯科診療所は除く。）であって、オンライン診療料の施設基準に係る届出をしようとする者のうち神奈川県知事（以下「知事」という。）が適当と認める者。ただし、以下の者を除きます。

- ・既に情報通信機器によるオンライン診療等を実施している病院又は診療所
- ・自由診療のみに特化している病院又は診療所

※オンライン診療等を実施する医療機関を拡大するという観点から、今回は既に実施されている医療機関を対象外とさせていただきます。

※なお、補助要件としてオンライン診療等の環境整備後、速やかに、オンライン診療料の施設基準に係る届出を期間内に行っていただきます。

3 補助事業実施期間

令和2年11月1日から令和3年3月31日まで

4 補助対象経費

オンライン診療等のための専用の情報通信機器（パソコン、タブレット（※1）、カメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等）、専用システム導入に係る経費等の初期経費（※2）

※1 スマートフォンは除く

※2 リース料、保守費用、通信費等の経常的な経費は補助対象外

なお、事業実施期間以前に購入された情報通信機器等の経費は、対象外といたします。

5 基準額及び補助率

- (1) 補助基準額 1医療機関あたり 400千円
- (2) 補助率 3/4

神奈川県オンライン診療等環境整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療機関が実施するオンライン診療及びオンライン受診勧奨（以下、「オンライン診療等」という。）を促進するため、環境整備に係る初期経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下、「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。

- (1) オンライン診療等とは、「オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成30年3月厚生労働省）」に基づいて行われるオンライン診療及びオンライン受診勧奨をいう。
- (2) 情報通信機器とは、パソコンやタブレット等のリアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を有する通信機器及びその周辺機器をいう。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、「オンライン診療等環境整備費補助事業」とする。

(補助対象事業者)

第4条 補助の対象とする事業を実施できる者は、県内に所在する病院又は診療所（歯科診療所は除く。）であって、オンライン診療料の施設基準に係る届出をしようとする者のうち神奈川県知事（以下「知事」という。）が適当と認める者とする。ただし、以下の者を除く。

- (1) 既に情報通信機器によるオンライン診療等を実施している病院又は診療所
- (2) 自由診療のみに特化している病院又は診療所

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額の算出方法は、次によるものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、次の表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とす

る。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
400千円	オンライン診療等のための専用の情報通信機器（パソコン、タブレット（※1）、カメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等）、専用システム導入に係る経費等の初期経費（※2） ※1 スマートフォンは除く ※2 リース料、保守費用、通信費等の経常的な経費は補助対象外	4分の3

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助事業者」という）は、第1号様式による交付申請書にその他必要な関係書類を添えて、別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第7条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長

に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第8条 この補助金の交付条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上のもの（民間団体にあつては 30 万円以上）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (8) 補助事業者は、オンライン診療等の環境整備後、速やかに、関東信越厚生局へオンライン診療料の施設基準に係る届出を行わなければならない。
- (9) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第9条 補助事業者は、前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、第2号様式による変更(中止、廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定通知を受領した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第11条 知事は、補助事業の適正な執行等を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況その他必要な事項について、報告を求め、又は検査を行うことができる。

2 補助事業者はオンライン診療料の施設基準に係るの届出を行なった後、当該届出書の写し

を知事に提出しなければならない。また、関東信越厚生局から送付される届出受理書が届いた後、速やかに当該届出受理書の写しを知事に提出することとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、第3号様式による実績報告書に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第4号様式によりすみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(書類の整備等)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第 16 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所又は法人名（氏名）を変更したとき。

(2) その他申請内容に変更があったとき。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 21 日から施行する。